

○日本国際学園大学 障害のある学生への支援に関する基本方針

令和6年4月1日制定

1. 目的

この基本方針は、日本国際学園大学（以下「本学」という）において「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）に基づき、本学が掲げる教育理念である「KVA精神」とアドミッションポリシー、教育方針、ディプロマー・ポリシーを理解し、本学での修学を希望するすべての者に対して、質の高い同一水準の教育を受けることができるよう修学機会の確保と支援の充実に努め、開かれた大学を目指すために定める。

2. 基本方針

(1) 機会の確保

障害のある学生がその障害を理由に修学を断念することがないように修学機会を確保する。

また、障害のない学生に与えられる教育と同等の高い教養と専門的能力を培えるよう教育の質を維持する。

(2) 情報公開

本学の障害のある学生に対する受験時、修学上、就職活動時の対応については、オープンキャンパス等の各種説明会、募集要項、ホームページ等にて広く周知する。

(3) 決定過程

合理的配慮を必要とする学生、受験生本人からの要請に基づきその申請を受理し、本人の要望に基づいた調整を行う。

なお、本人の意思表示が困難な場合には、保護者、出身学校教員等の支援する者による代理での申請も受理する。

(4) 支援体制

① 入学前支援

入学試験や入学後の授業において必要な支援を早期に行うため、アドミッションセンター、学務事務局が連携し、入学前から相談を受け付け、支援を行う。

② 全学的支援

大学が主体となり、教職員が連携して、全学的な支援を行う。特定の教員・部署のみが個別に対応するのではなく、全学的な取り組みとして、教職員がさまざまな関係部署と連携を図りながら支援をすすめていく。また、サポート学生による学生同士の相互扶助体制を構築し、支援体制の充実に努める。

③ 支援のための情報共有

障害学生とその保護者、教職員、関係部署が支援について意見交換を行い、関係する学内外の組織と支援のための情報を共有する。

(5) 支援内容の決定過程

障害学生に対する修学支援は、学生本人や保護者からの支援要請に基づき行う。障害学生修学支援委員会並びに関係部署において協議し、合意形成と共通理解を図った上で支援内容を決定する。協議にあたっては安全確保の見通しや支援の実現可能性の程度などを考慮する。

(6) 均質な教育サービスの提供

障害のない学生と同等の教育サービスを提供するために、授業や学生生活などについて情報保障、コミュニケーション上の配慮、環境配慮、公平な試験などにおける合理的配慮を行う。

(7) 施設・設備の整備方針

障害のない学生と同等の教育サービスを受け、かつ学生生活を送ることができるようキャンパス環境および学習環境の整備、構築を行う。

(8) 支援内容の見直し

修学支援を行った場合、定期的に支援の内容や障害学生の要望などに変更がないかの面談を行い、必要に応じて支援内容の見直しを行う。

3. 学内への理解促進・情報発信の方針

「KVA精神」のひとつである「徳性の涵養」の精神に則り、これからの社会でさまざまな人たちと共生および協働する意義を、ハンディキャップをもつ学生と一緒に学ぶことを目指す。

そのために、本学の全構成員に向けた情報発信を積極的に行い、不当な差別的取り扱いの禁止と学内理解の促進、障害学生に対して、不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないようにする。

また、そのために、本学の教職員が障害に対する理解を深め、適切な対応を行えるように努める。

4. 紛争の防止と解決

(1) 紛争の防止

合理的配慮や支援の流れについて周知徹底に努め、建設的対話をもって相互理解を図る。

(2) 紛争の解決

継続化・全面化してしまった紛争の解決のために、第三者機関を学内に指定したり、設置する。

5. 個人情報の保護と守秘義務

支援を行う上で知り得た学生の個人情報の管理は厳密に行い、第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得るものとする。